

毛呂山町公共施設におけるネーミングライツ 導入に関するガイドライン

令和7年5月
毛呂山町

目 次

1	ネーミングライツの概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	ネーミングライツ事業の申込み・・・・・・・・	1
4	ネーミングライツパートナーの選定方法等・・・・・・・・	4
5	契約の締結・・・・・・・・	5
6	契約期間満了後の取扱について・・・・・・・・	6
7	問い合わせ・・・・・・・・	6

1 ネーミングライツの概要

(1) ネーミングライツとは

ネーミングライツとは、『契約により施設及びそれらの一部（以下「施設」という。）の名称に企業名や商品名等を冠した愛称や通称（以下「愛称」という。）を付与させる代わりに、命名権を取得した団体等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、施設の運営及び維持管理に役立てるもの』です。ネーミングライツ導入後は愛称を使用することを基本とします。条例上の名称については変更せず、必要に応じて愛称と条例上の名称の併記や、条例上の名称を使用する等の対応ができるものとします。

(2) 目的

命名権を団体等に付与することにより、団体等の広告の機会を拡大するとともに、町の新たな自主財源を確保し、もって地域経済活動の活性化と町財政の健全化に寄与することを目的とします。

2 対象施設

ネーミングライツ事業は、町が保有する施設のうち、以下の施設を対象とします。

施設名	所在地
毛呂山総合公園	毛呂山町大谷木4 4 3 番地
大類グラウンド	毛呂山町大類7 1 7 番地
大類ソフトボールパーク	毛呂山町大類6 2 0 番地 1
ゆずの里オートキャンプ場	毛呂山町滝ノ入5 8 5 番地

3 ネーミングライツ事業の申込み

(1) 事前相談（問い合わせ）

提案内容の概要について、別紙1「毛呂山町ネーミングライツ事前相談申込書」に必要事項をご記入の上、事前にメール等でご相談ください。なお、事前相談は随時受け付けています。

(2) 提案申出書の提出

ネーミングライツ事業の導入にあたっては、団体等から対象施設の提案を受け付けてネーミングライツパートナーの募集を行います。

ネーミングライツ事業の導入にふさわしい提案内容であるかどうかを確認するため、別紙2「毛呂山町ネーミングライツ提案申出書」（以下「提案申出書」という。）を作成の上、提案を行ってください。

ア 応募資格

応募できる者は、法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は応募することができません。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体

- (イ) 毛呂山町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱により指名停止等を受けている団体
- (ウ) 公租公課を滞納している団体
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生又は再生手続きをしている法人（ただし、更正計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）
- (オ) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体
- (カ) 公序良俗に反する事業を行う団体
- (キ) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- (ク) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- (ケ) 指定管理者制度等導入施設にあっては、現在の管理運営受託団体の事業目的と競合する団体（ただし、現在の管理運営受託団体及びその関連企業は除く。）
- (コ) その他、本町のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

イ 提案内容

提案申出書には、次に掲げる事項を記載してください。

- (ア) 希望施設
- (イ) 愛称案

愛称案については、以下のことを考慮した上で、記載してください。

なお、契約期間中は原則として愛称を変更することはできません。

- ・施設のイメージを損なうことなく、町民や利用者が親しみやすいこと。
- ・愛称に使用する文字数は多すぎず、また、分かりやすいものとする。
- ・法令等に違反しないもの又はそのおそれのないもの。
- ・公序良俗に反しないもの又はそのおそれのないもの。
- ・人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがないもの。
- ・政治性又は宗教性のないもの。
- ・社会問題についての主義主張のないもの。

- (ウ) 提案金額

年額（消費税を含む。）を記載してください。提案された金額はあくまで参考額とします。

- (エ) 希望期間

年単位で記載してください。

- (オ) 施設の選定理由、応募の趣旨等

- (カ) 提案事項

対象施設の利用促進や魅力向上等に寄与する取組に対する提案がある場合は記載してください。

ウ 募集時期

随時、提案申出書を受け付けています。

エ 提出先

あらかじめ連絡の上、提案申出書を記入し持参してください。

(3) 募集要項の公表

提案申出書の受付後、町は速やかに募集要項を作成し、町ホームページ等により公表します。

ア 募集方法

公募によります。募集期間は1ヵ月程度とします。

イ 提出書類

次の(ア)から(ク)に掲げる書類は必須書類となります。対象となる施設に合わせて追加書類を求める場合があり、その際は募集要項に記載します。

(ア) ネーミングライツパートナー応募申込書

(イ) ネーミングライツパートナー企画提案書

(ウ) 法人の事業概要を記載した資料(会社案内等)

(エ) 法人の登記事項証明書(全部事業証明書)※発行日から3ヵ月以内

(オ) 法人の納税証明書(国税及び地方税の証明書)※発行日から3ヵ月以内

(カ) 代表者の納税証明書(国税及び地方税の証明書)※発行日から3ヵ月以内

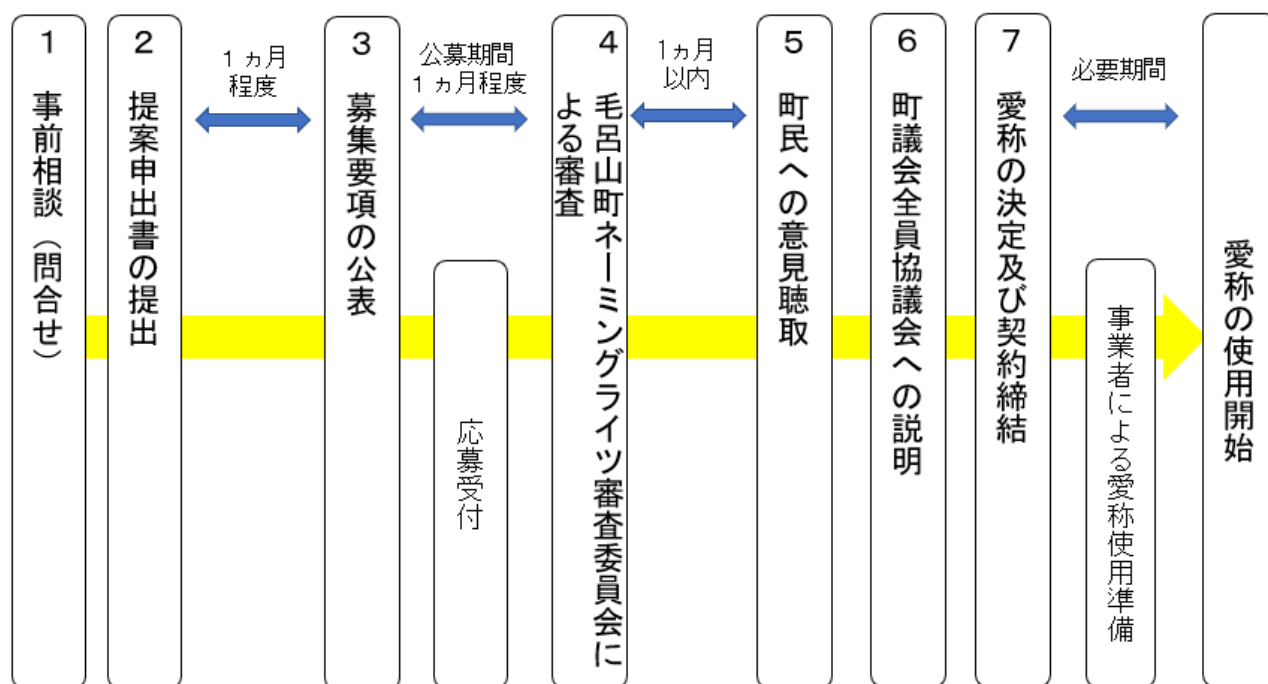
(キ) 直近3か年の決算書(貸借対照表・損益計算書)

(ク) 直近の事業報告書

(4) 手続きの流れ

ア 事前相談から愛称使用開始までの流れは下図のとおりです。

(※下図の  期間は目安となります。)



4 ネーミングライツパートナーの選定方法等

(1) 評価について

選定に当たっては、原則、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行うものとし、最も高い評価を得た事業者を優先交渉団体として選定します。

(2) 毛呂山町ネーミングライツ審査委員会

ネーミングライツパートナーの選定に当たり、町職員からなる「毛呂山町ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）により審査を行い、優先交渉団体及び次点交渉団体（以下「優先交渉団体等」という。）の選定を行います。委員会においては、原則、次の選定基準に基づき審査を行います。選定基準の配点については、対象施設ごとに判断し募集要項に記載します。ただし、施設の特性に併せて、審査項目を変更する場合があります。

【選定評価基準】

審査項目
応募金額（年額・期間）
今後提案していきたい地域貢献内容
親しみやすさ・呼びやすさ、施設のイメージに合っているか
経営の安定性（決算書）

なお、ネーミングライツパートナーの応募者が1社であっても委員会を開催することとします。

(3) 町民への意見聴取

委員会において優先交渉団体等を選定したのち、町ホームページを利用して町民から意見聴取を行います。なお、対象施設の性質などに応じて、町ホームページ以外の手法（利用者アンケート等）を組み合わせる意見聴取を行うこともあります。

(4) 毛呂山町議会全員協議会への説明

町民への意見聴取が終了した後、優先交渉団体等について毛呂山町議会全員協議会への説明を行います。

(5) ネーミングライツパートナーの決定

委員会での選定結果、聴取した町民意見、毛呂山町議会全員協議会での説明の結果を踏まえ、ネーミングライツパートナーを決定します。

5 契約の締結

(1) 契約の締結

ネーミングライツパートナーが決定した後、町とネーミングライツパートナーはネーミングライツに関する契約を締結します。契約の締結後、施設の愛称、ネーミングライツパートナーの名称、ネーミングライツの期間等を町のホームページ及び広報誌に掲載することにより、速やかに公表します。

(2) 費用負担

ネーミングライツ導入に伴う費用負担は、次の表のとおりとします。

区分	町	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料（※1）		○
敷地内外の看板等の表示変更（※2）		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や HP の表示変更（※3）	○	

※1 ネーミングライツ料の支払いは、原則として年間一括払いとしますが、契約開始が年度途中の場合、月払い方式により支払いを行うことができます。月払いの場合、契約開始月から年度末までの期間に相当する金額を、月額使用料を基に計算し、支払うものとします。翌年度以降は、年度単位での支払いとし、年間のネーミングライツ料を一括で支払うものとします。

※2 敷地外の看板等の表示変更は、町や関係機関等と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。

※3 残部数や切り替えの時期などを考慮し、協議の上、決定することとします。

(3) 契約の解除

契約期間中は契約を解除できないこととします。ただし、ネーミングライツパートナーに、次のいずれかの事実が生じた場合は、町は契約期間中であっても、協議を行った上で、この契約を解除することができるものとします。

なお、契約の解除が行われた場合の原状回復に係る費用については、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

ア 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

イ 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。

ウ 契約に違反したとき。

エ 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産するおそれがあり、そのことにより命名権料の支払いをすることができないと認められるとき。

オ 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

(4) ネーミングライツ料の返還等

「(3) 契約の解除」に基づく契約解除が行われた場合、町は、ネーミングライツパートナーが既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとします。

また、災害その他の不可抗力等、双方の責に帰し得ない事由により、この契約を継続することができない場合、町は、既に支払われたネーミングライツ料の内、未履行分について、日割りにより計算のうえ、ネーミングライツパートナーに速やかに返還するものとします。

(5) 契約の変更

町及びネーミングライツパートナーは、災害その他やむを得ない事由により、この契約の履行に支障があると判断した場合には、双方協議の上、契約内容を変更することができるものとします。

6 契約期間満了後の取扱について

(1) 契約の更新

ネーミングライツパートナーは、契約期間満了前に契約の延長を申入れ、次回契約期間に関して優先的に交渉することができるものとします。

(2) 次期募集方法

町は、次期契約者について公募を行うことが適当と判断した場合や、契約延長の申入れがなかった場合、申入れがあっても交渉が整わない場合には、契約を更新せず公募を行うことができるものとします。この場合、次期募集については、「3(4) 手続きの流れ」の「3 募集要項の公表」から開始するものとします。

7 問い合わせ

毛呂山町役場企画財政課企画係

住 所：〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

電 話：049-295-2112（内線 321）

E-mail：kizai@town.moroyama.lg.jp

年 月 日

(提出先)
毛呂山町長

団 体 名 _____

所 在 地 _____

代表者名 _____

毛呂山町ネーミングライツ事前相談申込書

毛呂山町ネーミングライツ事業の応募を検討したいため、下記のとおり事前相談を
申込みます。

記

施設の名称		
愛称案		
提案金額	年額	円（消費税含む）
希望期間（年単位）		年間

<事務担当者及び連絡先>

所属・氏名		
連絡先	所 在 地：	
	電話番号：	

年 月 日

(提出先)
毛呂山町長

団 体 名 _____

所 在 地 _____

代表者名 _____

毛呂山町ネーミングライツ提案申出書

毛呂山町ネーミングライツ事業に応募するため、下記のとおり提案します。

記

施設の名称	
愛称案	
提案金額	年額 円 (消費税含む)
希望期間 (年単位)	年間
施設の選定理由、 応募の趣旨等	
提案事項 (任意)	

<事務担当者及び連絡先>

所属・氏名	
連絡先	所 在 地 : 電話番号: